

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第10号

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

年次有給休暇は、病院事業管理者が次の各号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員に当該各号に定める日数を与える。

- (1) 1週間の勤務日が5日以上とされている短時間勤務会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている短時間勤務会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている短時間勤務会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、採用の日（引き続き採用された場合における採用の日を除く。以下この項、別表第1及び別表第2において同じ。）から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日
- (2) 前号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員が、採用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、別表第1の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数
- (3) 1週間の勤務日が4日以下とされている短時間勤務会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上であるものを除く。以下この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている短時間勤務会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、採用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は採用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている短時間勤務会計年度任用職員にあっては別表第2の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている短時間勤務会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げ

る1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる採用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- (4) 常時勤務的会計年度任用職員に採用された場合 採用された日から1年間において5日
- (5) 常時勤務的会計年度任用職員が採用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において5日
- (6) 常時勤務的会計年度任用職員が、採用の日から1年以上継続勤務し、採用の日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、別表第1の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

第15条第3項を次のように改める。

3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第15条関係）

| | | | | | | |
|---------------------------|----|----|----|----|----|------|
| 6月経過日から 起算した継続 勤務年数 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年以上 |
| 日数 | 1日 | 2日 | 4日 | 6日 | 8日 | 10日 |

備考 常時勤務的会計年度任用職員にあっては、「6月経過日から起算した」とあるのは、「採用の日から起算した」と読み替えるものとする。

別表第2（第15条関係）

| | | | | | |
|--------------------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|
| 1週間の勤務日の日数 | | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 |
| 1年間の勤務日の日数 | | 169日 から26 0日まで | 121日 から16 8日まで | 73日か ら120 日まで | 48日か ら72日 まで |
| 採用の日から 起算した継続 勤務期間 | 6月 | 7日 | 5日 | 3日 | 1日 |
| | 1年6月 | 8日 | 6日 | 4日 | 2日 |
| | 2年6月 | 9日 | 6日 | 4日 | 2日 |
| | 3年6月 | 10日 | 8日 | 5日 | 2日 |
| | 4年6月 | 12日 | 9日 | 6日 | 3日 |
| | 5年6月 | 13日 | 10日 | 6日 | 3日 |
| | 6年6月以上 | 15日 | 11日 | 7日 | 3日 |

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。